

の日数にわたり、かつ、貸付けの相手方の営業所又は住所において自ら集金するよう定められているが、取立て日数の割合の算定に当たっては、貸付けの相手方が貸金業者の営業所に自ら返済金を持参し、それを受領したとしても取立て日数には算入されず、実際に相手方に訪問した日数のみを算入するものであること。
なお、日賦貸金業者が集金のため相手方に訪問したものの集金できなかった場合には、帳簿等に訪問日時が記載されているなど、集金のため訪問したことが客観的に明らかになっている場合に限り、取立て日数に算入するものであること。
また、土曜日、日曜日、祝祭日等日賦貸金業者又は債務者の休日であっても、相手方に集金のため訪問しなかった場合には取立て日数の割合が算定には考慮されないこと。

(5) 数日分の返済金をまとめて前受けした場合、受領した金銭のうち1日当たり0.15パーセントの割合により算出された出資法上の上限利息を超えた部分を元本に充当せず、利息として受領した場合には、受領時点において出資法違反（高金利）となること。

(6) 日賦償還表を法第18条の受取証書としている場合（法第18条第1項各号に掲げる事項がもれなく記載されており、かつ、貸付けの相手方が当該償還表を保有している場合に限る。）においては、返済金を前受けした場合や遅延損害金等を受領した場合など当初の日賦償還表の償還予定に変更があった場合には、当該日以降の日賦償還表の記載事項の変更を行い、又は当該日以降返済を受けた都度、法第18条の受取証書を交付する必要があること。

また、貸付けの相手方から、返済の都度、個別に受取証書を交付するよう請求があった場合には、個別に受取証書を交付しなければならないこと。

第4章 貸金業務取扱主任者

（貸金業務取扱主任者制度の適正な運営）

第12条 法第24条の7の規定による貸金業務取扱主任者の監督に当たっては、次の各号により取り扱うものとする。

(1) 債務者等から苦情が寄せられた場合は、貸金業者に対して貸金業務取扱主任者による調査を実施する等の指導を行ったうえで、当該苦情に係る事実を確認し、当該貸金業者に対し、法令を遵守させ、業務を適正に実施させるよう監督するものとする。

(2) 法第24条の7第8項に規定する2週間以内の届出の期間の計算は、規則第26条の26第2項の書面を貸金業者が受領した日を起算日とする。

第5章 監督

（営業所等の所在の確知）

第13条 法第38条の規定により営業所等の所在を確知するため必要な場合は、法第42条第1項の規定に基づき、別記様式第5号により営業所等の所在報告書及び営業所等に関する権利を証する書面又は営業所等の地図等の報告を求めるものとする。

（業務報告書の徴収）

第14条 法第42条第1項の規定による毎年3月末日における貸金業者の業務報告書は、別記様式第6号により毎年6月末日までに徴収するものとする。

2 前項の報告に係る貸金業者が資本金1,000万円以上の法人である場合には、直前決算期の貸借対照表及び損益計算書（様式自由）を添付資料として併せて徴収するものとする。

3 当該貸金業者が個人又は資本金1,000万円未満の法人である場合には、必要に応じて、それぞれ、財産調書又は貸借対照表及び損益計算書を添付資料として併せて徴収するものとする。

4 業務報告書は、原則として協会を経由して提出させるものとする。

（立入検査）

第15条 法第35条第2項及び第42条第3項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第7号による。

（行政処分との連絡）

第16条 次の各号に掲げる処分を行ったときは、九州財務局へ関係資料を送付するものとする。

(1) 登録を拒否した場合

(2) 業務停止処分をした場合

(3) 登録取消し処分をした場合

当該貸金業者が法人である場合には、当該取消しの日前30日以内の役員の氏名に関する資料も併せて送付するものとする。

(4) 登録取消し処分に係る聴聞の通知後、当該処分の決定までの間に廃業等の届出があった場合

第6章 登録に関する意見聴取

（登録に関する意見聴取）

第17条 法第5条第1項の規定による登録（更新を含む。）について、法第44条の3第1項の規定により警察本部長の意見を聴取するときは、次により取り扱うものとする。

(1) 警察本部長への意見聴取は、次に掲げるものを熊本県警察本部暴力団対策主管課に送付して行う。

ア 別記様式第8号により作成した文書

イ 登録申請書（規則別紙様式第1号に係る部分に限る。）の写し

ウ 規則別紙様式第3号の2の4の項により作成されたCSV形式（エクセル等）の電磁的記録

- (2) 警察本部長の意見の陳述は、別記様式第9号又は別記様式第10号による。
- (3) 意見陳述に基づき登録を拒否した者がいるときは、おおむね3か月ごとに別記様式第11号により暴力団対策主管課に通知するものとする。

(変更登録に関する意見聴取)

第18条 法第8条第2項の変更登録について、法第44条の3第1項に規定により警察本部長の意見を聴取するときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 警察本部長への意見聴取は、前条の規定を準用する。
- (2) 既に貸金業務取扱主任者に選任されている者が選任に係る営業所等以外の営業所等の貸金業務取扱主任者に選任されたことに伴い、法第8条第2項の登録をしようとする場合において、当該貸金業務取扱主任者について既に法第44条の3第1項の規定による意見聴取が行われていることが確認されるときは、新たに意見聴取を行わないものとする。

(業務停止又は登録取消しに関する意見聴取)

第19条 法第36条の命令又は法第37条第1項の登録の取消しについて、法第44条の3第2項の規定により警察本部長の意見を聴取するときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 意見聴取は、貸金業者（法人の役員を含む。）又は重要な使用人その他の従業者のうち同条第1項の意見陳述事由（以下「意見陳述事由」という。）又は同条第2項の意見陳述事実（以下「意見陳述事実」という。）に係る者（以下「照会対象者」という。）がいるおそれがある場合に行うものとする。
- (2) 警察本部長への意見聴取は、次の各号に掲げるものを送付して行う。

ア 別記様式第12号により作成した文書

イ 登録申請書（規則別紙様式第1号に係る部分に限る。）の写し

ウ 規則別紙様式第3号の2の4の項により、照会対象者について、CVS形式（エクセル等）で作成された電磁的記録

- (3) 送付先は次の各号に掲げる事項に応じ、熊本県警察本部主管課に送付するものとする。

ア 意見陳述事由に係るもの 暴力団対策主管課

イ 意見陳述事実に係るもの 生活経済主管課

- (4) 警察本部長からは、該当する事由の有無について、別記様式第13号又は第14号により、文書で意見が陳述されるものとする。
- (5) 意見陳述事由又は意見陳述事実があることを理由として、法第37条第1項の登録の取消しを行うときは、必要に応じ、警察本部長に対して、聴聞時における警察官の同席を求めるものとする。
- (6) 意見陳述がなされた場合にあつては、おおむね3か月ごとに別記様式第15号により法第36条の命令又は法第37条第1項の登録取消し等の結果を警察本部暴力団対策主管課及び生活経済主管課に通知するものとする。

(警察本部長からの意見)

第20条 法第44条の4の規定による警察本部長からの意見は、別記様式第16号により、文書で行われるものとする。

第7章 貸金業協会

(資金需要者等の利益の保護)

第21条 法第27条第1項に規定する業務の監督に当たっては、資金需要者等の保護の観点から、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 法第13条及び本要項第9条の規定の趣旨に沿って、貸付けに関する自主規制基準を作成していること。
- (2) 法第21条第1項（法第24条第2項（法第24条の6において準用する場合を含む。）、法第24条の2第2項（法第24条の6において準用する場合を含む。）、法第24条の3第2項（法第24条の6において準用する場合を含む。）、法第24条の4第2項（法第24条の6において準用する場合を含む。）及び法第24条の5第2項（法第24条の6において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定の趣旨に沿って、取立て行為の自主規制基準を作成していること。
- (3) 広告に関する規制のための機関を設置していること、又は法第16条の趣旨に沿って、広告の自主規制基準を作成し、各貸金業者の広告を当該基準に照らし審査していること。

(苦情の解決)

第22条 法第28条に規定する苦情の解決に当たっては、資金需要者等の保護の観点から、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 苦情の処理を円滑に行うため、公正な第三者を含めた苦情処理機関を設置していること。
- (2) 会員である貸金業者に係る苦情の処理を積極的かつ効率的に行っていること。
- (3) 会員以外の貸金業を営む者に係る苦情の申出があつた場合にも、積極的にこれを受け付け、その解決に努めていること。
- (4) 苦情に係る貸金業を営む者が苦情の解決に協力的でない場合には、その内容に応じて、財務局、都道府県、警察、弁護士会等に連絡し、協力を求めるなどにより、その解決に努めていること。
- (5) 苦情処理の結果等について、会員及び会員外の貸金業者に対して周知させるため、